

処 分 基 準

基準の名称	児童虐待を行った保護者に対する接近禁止命令		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要	
児童虐待の防止等に関する法律	第 1 2 条 の 4 第 1 項	接近禁止命令	
基 準 の 内 容			
都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護が行われ、かつ、第 12 条第 1 項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、6 月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。 関係法令 ・ 児童福祉法（昭和 22.12.12 法律第 164 号） ・ 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成 20.3.11 厚労令第 30 号） ・ 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について（平成20. 3. 14厚児発第0314001号） ・ 「児童虐待の防止等に関する法律施行規則」及び「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」施行について（平成20. 3. 14厚児発0314002号）			